ニューヨークのアートロイヤー、チャールズ・タンジカに聞く、コレクターが直面する法律問題とは？

世界のアートシーンを牽引するニューヨークにおいては、アートに関する法律問題が多発しています。ニューヨークのアートロイヤーとして、アーティストの権利を守るために、アーティストの作品を法的に保護する方法、作品を正しくビジネスに活用する方法、作品にまつわるトラブルを解決する方法、などについてアートロイヤーとして、チャールズ・タンジカに聞きました。

ニューヨークのアートロイヤー、チャールズ・タンジカ。

ニューヨークのアートロイヤーオフィス。ニューヨークのアートシーンを牽引するアーティストたちが集まるエリアにあるこの建物の中にオフィスを構えています。

ニューヨークのアートロイヤーオフィスの内部。ニューヨークのアートシーンを牽引するアーティストたちの作品が、オフィスの内部にも飾られています。

ニューヨークのアートロイヤー、チャールズ・タンジカ。「アーティストの作品を法的に保護する方法、作品を正しくビジネスに活用する方法、作品にまつわるトラブルを解決する方法、などについてアートロイヤーとして、チャールズ・タンジカに聞きました。」

ニューヨークのアートロイヤーとは？

世界のアートシーンを牽引するニューヨークにおいては、アーティストの作品を法的に保護する方法、作品を正しくビジネスに活用する方法、作品にまつわるトラブルを解決する方法、などについてアートロイヤーとして、チャールズ・タンジカに聞きました。

アーティストの作品を法的に保護する方法は？

クリエイティブ法律事務所は創作活動に対する権利を守るために、アーティストの作品を法的に保護する法律のサポートを行っています。また、アーティストの作品を法的に保護する方法として、アーティストの作品を法的に保護するための法律のサポートを行っています。

作品を正しくビジネスに活用する方法は？

作品を正しくビジネスに活用する方法としては、アーティストの作品を法的に保護するための法律のサポートを行っています。

作品にまつわるトラブルを解決する方法は？

アーティストの作品を法的に保護するための法律のサポートを行っている中で、作品にまつわるトラブルを解決する方法としては、アーティストの作品を法的に保護するための法律のサポートを行っています。

アーティストの作品を法的に保護するための法律のサポートとは？

アーティストの作品を法的に保護するための法律のサポートとは、著作権、商標、特許、ライセンス、ビジネス、ファイナンス、ビジネスプランなどに関する法律のサポートを行っています。

アーティストの作品を正しくビジネスに活用する方法とは？

アーティストの作品を正しくビジネスに活用する方法としては、アーティストの作品を法的に保護するための法律のサポートを行っています。

アーティストの作品にまつわるトラブルを解決する方法とは？

アーティストの作品にまつわるトラブルを解決する方法としては、アーティストの作品を法的に保護するための法律のサポートを行っています。

**アーティストの作品を法的に保護するための法律のサポートを行っている中で、作品にまつわるトラブルを解決する方法としては、

ダンジガー・ダンジガー・ムーロー法律事務所

ダンジガー・ダンジガー・ムーロー法律事務所は 1989 年の設立以来、クライアントに最高レベルのリーガルサービスを提供することを目指して業務を行っております。主な業務内容は、美術その他の芸術、ファッション、知的財産権、不動産、雇用に関連する法律分野の他、企業法務全般にわたります。私達は今後益々グローバル化、多様化、特殊化されていくクライアントの皆様のご要望に沿った的確な対応をしてまいります。

当事務所の弁護士はアメリカ合衆国だけでなく、アジア、欧米主要国においても実績が御座います。チャールズ・ダンジガーは日本で在住、勤務の経験があり、日本語に堪能です。トーマス・ダンジガーとブラドリー・ムーローはヨーロッパとアジアで企業と個人のお客様に向けた広範囲にわたる実務経験があります。

クライアントは国内外の多数の企業や個人のお客様で、多くの日系企業や日本人のお客様からもご依頼を頂いております。また、高級ブランド会社、高級レストラングループ、国際的に活躍するアーティスト、ミュージアム、多数のコレクター（収集家）、アートギャラリー、アートディーラー、金融機関、非営利団体、公的・私的団体など、幅広い業界のお客様からご依頼を頂いております。

■プラクティスエリア

芸術法
当事務所は、現在数多くの国内外のアーティスト、コレクター、アートギャラリー、アートディーラー、美術館、教育機関などの法務に携わっております。近年のプロジェクトとして、イサム・ノグチ日本財団（高松市牟礼）の設立やボストン美術館の姉妹館である名古屋ボストン美術館の設立が挙げられます。

ファッション法
ファッション分野ではラルフ・ルッチ、三宅一生などの著名人の契約、著作権、商標、その他の知的財産権などの法的サポートを行っています。また、高級ブランドのニーズに応じた不動産賃貸借も取り扱っております。その他、宝石、時計、ブティック、マルチ・ブランド持株会社などの外部ジェネラル・カウンセルとしてリーガルサービスを提供しております。

会社法
M＆A、合弁事業、ファイナンス等の企業間取引に関するケースも多く取り扱っております。担保付き取引、無担保取引についても多くの貸主、借主を代理しております。また、破産、民事再生に関する問題についても経験を有しております。プライベート・エクイティ・ファンド、ヘッジ・ファンド、スポンサー、マネージャーと共に商品開発、組成、適切なオペレーション手続の構築、メンテナンスを行っております。その他、レストラングループ、医療機器会社など様々なビジネス分野の外部ジェネラル・カウンセルとしてリーガルサービスを提供しております。多州間取引、国際取引の豊富な経験から、当事務所は他州及び国外の多くの弁護士や関連するプロフェッショナルとの密な連携関係を確立しています。

不動産
不動産ファイナンス、売買をはじめとする不動産取引も幅広く継続的に取り扱っております。高級ブランド、高級レストランその他のビジネスのニーズに応じた小売店用、商業テナント用賃貸借も取り扱っております。

知的財産法
著作権、商標、その他の知的財産権に関する豊富な経験があります。

労働法
クライアント会社の依頼による雇用協定、退職制度プラン、役員報酬など幅広い労働問題について法的サポートを提供しています。

訴訟
当事務所は数多くの商事訴訟の代理をしております。

■代表的なクライアント

ヴァン・クリーフ＆アーペル（Van Cleef & Arpels）、カルティエ（Cartier）、ピアジェ（Piaget）、モンブラン（Montblanc）、ジャガー・ルクルト（Jaeger leCoultre）、ダンヒル（Dunhill）、シャンハイ・タン（Shanghai Tang）、ヴァシュロン・コンスタンタン（Vacheron Constantin）、ショパール（Chopard）、三宅一生、公益財団法人京都服飾文化研究財団、伊藤園株式会社、株式会社大伸社、大日製罐株式会社、レストラン・ダニエルとその傘下会社、BLT レストラングループとその傘下会社、デイビット・ブーレイ（David Bouley）とその関連団体、ロースティング・プラント（Roasting Plant）、五嶋みどり（ヴァイオリニスト）、杉本博司（アーティスト）、森万里子（アーテ

ィスト）、アジア・ソサエティ（ニューヨーク）、J.P.モルガン、バンク・オブ・アメリカ、US トラスト、エミグラント・バンク・ファイン・アート・ファイナンス

■最近取り扱った主な業務

(1) 日本企業の海外進出にともなう、会社設立、店舗の開業、運営全般に関するご相談
(2) 美術館及び美術品の日本への導入に関するコンサルティング
(3) 企業の複雑な再編成、合弁事業（JV）の設立、会社の運営管理
(4) 金融、財務等の再編成
(5) マネージメント契約、ライセンス契約
(6) 不動産の売買及び賃貸借
(7) その他

■在籍弁護士

パートナー:
トーマス・Ｃ・ダンジガー　(Thomas C. Danziger)
チャールズ・Ｔ・ダンジガー　(Charles T. Danziger)
ブラドリー・Ｊ・ムーロー　(Bradley J. Muro)

カウンセル、アソシエイト:
カレン・ハーシュフィールド　(Karen Hirshfield)
ダニエル・ガイアー　(Danielle Gaier)

■在籍弁護士プロフィール

トーマス・Ｃ・ダンジガー (Thomas C. Danziger)
ウェズリアン大学卒業。ニューヨーク大学ロースクールで法律学修士号を取得。ロースクール在学中には「The NYU Journal of International Law and Politics」のエディターを務める。当事務所設立前はシャーマン・アンド・スターリング法律事務所（Shearman & Sterling LLP, New York）において不動産や企業に関する法律に携わる。インターナショナルプリントセンター（ニューヨーク）の理事委員と弁護士を務める。フランス語に堪能。米国弁護士協会会員。Art+Auction 誌(2012 年 12 月号) Power リスト 100 に選出。
E-mail: thomas@danziger.com

チャールズ・ダンジガー (Charles Danziger)
イェール大学卒業（美術史専攻）、ニューヨーク大学ロースクールで法律学修士号を取得。 ミルバンク・ツィード・ハドリ＆マクロイ法律事務所（ニューヨーク）、日本で屈指の法律事務所、長島・大野・常松法律事務所（東京）勤務を経て、ニューヨーク近代美術館の顧問弁護士を務める。 現在、三宅一生デザイン財団及び、バイオリニストの五嶋みどりの財団「パートナーズ・イン・パフォーマンス」の理事でもある。 かつてニューヨーク州美術館協会（The New York State Association of Museums)の委員及び書記で、現在はニューヨーク法曹協会（The New York City Bar Association）の美術法委員会会員。日本在住中に慶応大学で「アートの法律」「アートのマネージメント」を講義する。ＮＨＫなどテレビ、ラジオに出演。著書に、現代日本の生活、ビジネス、伝統文化を説明した「Japan For Starters」Kodansha International, 1996（「フシギな日本のフシギな魅力」）、「Harvey And Etsuko’s Manga Guide To Japan」Japanime Co. Ltd., 2007（「ハーベイとエツコの漫画日本ガイド」）がある。英語・日本語のほか、ドイツ語、フランス語に通じる。
E-mail: charles@danziger.com （日本語対応可）

* チャールズ及びトーマス・ダンジガーは雑誌「Art & Auction」で美術の法律に関するコラム"Brothers-in-Law"を連載中。

ブラドリー・Ｊ・ムロ (Bradley J. Muro)
デューク大学卒業。ニューヨーク大学ロースクール卒業。Ｍ＆Ａ、コーポレート・ファイナンス、不動産、知的財産権、国際取引、ビジネス法務を専門とする。Ｍ＆Ａ業務においてはストラクチャリング、買収ファイナンス、国内外のＭ＆Ａ、公開会社と非公開会社の会社分割も取り扱っている。また、国際取引ではインバウンド、アウトバウンド双方の取引とビジネスに伴い生じる問題全般について取り扱っている。コーポレート・ファイナンス分野では、プライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、合弁事業に携わっている。また、特に高級ブランド会社に対するフランチャイズ、ライセンス、流通に関する業務も行っている。当事務所設立前は、インターネット・インキュ

ベーター／ベンチャー・キャピタル会社であるラウンチセンター39（Launch Center 39）において副社長及びジェネラル・カウンセルを務めた。M&A、コーポレート・ファイナンス、ベンチャー・キャピタルを専門としたギブソン・ダン・アンド・クラッチャー法律事務所（Gibson, Dunn & Crutcher LLP, New York）、役員報酬と従業員の福利厚生を専門としたスキャデン・アープス・スレート・マー・アンド・フロム法律事務所（Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLP, New York）において、アソシエイトとして勤務。
メール： brad@danziger.com

カレン・ハーシュフィールド（Karen Hirshfield）
ミシガン大学、ニューヨーク大学ロースクール卒業。在学中「Annual Survey of American Law」（「アメリカ法年次調査」）の編集に携わる。ベンチャーキャピタルや未公開株式取引における発行人として、またM&Aトランザクションにおいては売買双方の代理としての豊富な経験を持つ。また、会社法や団体の設立、および企業間契約などの法人やビジネスに関わる日常的諸問題に関して民間団体の相談に乗っている。これまでに、Lowenstein Sandler（ローウェンスタイン・サンドラー）においてカウンセル、Corporate Finance and Securities Group（コーポレート・ファイナンス・アンド・セキュリティズ・グループ）、PC, Frankfurt, Kurnit, Klein & Selz （フランクフルト・カーニット・クライン＆セルツ）においてアソシエイト、未公開株式トランザクションに特化した the New Media Group （ニュー・メディア・グループ）と、PC, Gibson, Dunn & Crutcher, LLP（ギブソン・ダン＆クラッチャー法律事務所）においてアソシエイトを務める。
メール: karen@danziger.com

ダニエル・ガイアー（Danielle Gaier）
コロンビア大学美術史学部、ミシガン大学ロースクールを共に優秀な成績で卒業、ミシガン大学在学中はミシガンテレコミュニケーションズ＆テクノロジー法レビューの編集者、そしてエンターテイメント・メディア・芸術協会の会長を務めた。ロースクール卒業後、Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP のコーポレート部門にて、知的財産取引のアソシエイトとして勤務。その後、メジャーリーグ球団のインハウス弁護士として知的財産法の中でも主にライセンス、スポンサーシップ、コンテンツ制作、ブランド、商標保護やデジタル広告を専門に取り扱う。弊事務所では、セールス、ローン、財務会計を含む、知的財産法や芸術法の案件に従事している。その他、著作権や商標ライセンス、タレント契約やコーポレート関連全般という幅広い分野でクライアントを持つ。ロースクール就学以前には、ニューヨーク市にてギャラリーのダイレクターを務め、また The Frick Collection にてインターンをした経験を持つ。
メール: danielle.gaier@danziger.com

■連絡先（お問い合わせ）

住　所：
Danziger, Danziger & Muro, LLP
405 Park Avenue, Suite 502
New York, NY 10022

電　話: 212-754-7000
Fax: 212-758-0143

復活する米オークション市場

販売委託契約、厳格管理を

チャールズ・ダンジガー　[ダンジガー・ムーロー法律事務所 弁護士]

日本ではまだ黎明期にある美術や骨董品などのオークション。その本家である米国で最近、こうした高級品分野のオークション市場が持ち直す気配を見せている。春を迎え、クリスティーズやサザビーズなどのオークションハウスは美術品の争奪戦で花盛りだ。「どうやって、オークションハウスに美術品の売りに出せばいいのか」と、日本人顧客からの連絡も増えている。

米国のオークション市場は売り手買い手ともに厚みがあり、各国の富裕層にとって、魅力的になっていた美術品などを売却する魅力的な市場である。ただ、最近はオークション市場を巡る様々な判例が積み上がり、慣例も変化してきている。知らずに損をしてはもったいない。これから米国オークション市場への参加を検討する売り手が頭に入れておくべき点を整理した。

米大手オークションハウス、クリスティーズの本社

贋作は販売者の責任？

1つは、オークションハウスに不利な判例が頻発しているということだ。

きっかけは、2008年のトニー・シャフラジー・ギャラリー事件だ。収集家が著名オークションハウス、クリスティーズで絵画を買ったところ、実は贋作だと分かった。判決ではクリスティーズの販売者責任を認めた。

オークション後に美術品が誰の手に渡っても、どんなに時間が経っていてもオークションハウスの販売者責任が問われるようになった。これをきっかけに、オークションハウスは個発債務を非常に気にかけるようになった。

このため、米国での美術品売買では、従来以上に、オークションハウスとの間で契約を詰める必要がある。係争や経済的なイザコザに陥らないためには、売主である自分とオークションハウスが結ぶ委託販売契約を理解し、十分に交渉することが肝心だ。

売主とオークションハウスの関係を定めた有力判例として、1986年のクリスクリップ事件がある。印象派絵画の売却価格の是非を巡って争われた同事件では、「オークションハウスは売主の"代理人"であり、売主の利益を最大化する義務がある」との判決が出た。

ただ、オークションハウスの義務は契約条項を変えることによって緩和できるのが現実の慣行だ。契約にさえ入れれば、オークションハウスは売買が成立するための「絶対的な忠実義務」を負う必要がない。オークションハウスは自社に有利な契約を結びたがるのが常で、その忠実義務を契約に明示させるのが肝である。

法的拘束ある「特別扱い」求めよ

オークションハウスは重要な美術品を抱えた優良顧客や業界慣行に詳しい弁護士には譲歩する。自社の忠実義務を強化する条項を契約そのものには入れたがらないが、提案書や費用などを明示した付帯表なら変更を受け入れる。これらは法的な拘束力があるので、こうした「特別扱い」をオークションハウスに求めるのが「コツ」になる。

具体的には、運送費・写真費用などの出版コストを誰が負担するのか、支払いの時期、買い手がつかなかった場合にはどうするのかなどを詰める。著名美術品なら買い手が付かなかった場合の支払い保証額を定めることもある。買い付け価格が一定以上になると、オークションハウスに支払う手数料をまけさせることもできる。

美術品が売却された場合、基本的にオークションハウスは提示価格の20%に相当する手数料と経費を要求する。だが、売値によっては、売却そのものを取り消したりできる条項を入れるのも忘れてはいけない。

慣れた売り主であっても、オークション・カタログの裏に画一的に書いてある購入ルールをしばしば見落とすものだ。売主とオークションハウスの契約が他の関連契約に優先しているかも確認しておきたい。（編集＝小倉純一）

チャールズ・ダンジガー氏
1942年生まれ。ニューヨーク大学コースクール卒。長年、大手・専門法律事務所で長いM&A経験があり日本語が堪能。企業法務、不動産、知的財産、芸術分野を得意とし、ニューヨーク近代美術館の理事を務める。

写真：ゲッティ

企業eye

日米欧の懸け橋になるべく活躍する弁護士事務所
ダンジガー・ダンジガー・ムーロー法律事務所

国際色豊かな弁護士が集まり、アットホームな事務所がニューヨークにある。バイオリニストの五嶋龍氏がインターンとして所属する事務所は、世界の超一流ブランドが顧客として名を連ねる。

http://www.danziger.com

チャールズ・ダンジガー弁護士のプロフィール

生年月日／1962年5月15日
出身地／ニューヨーク
最終学歴／ニューヨーク大学ロースクール

――日本語が堪能ですね。

ダンジガー　長島・大野・常松法律事務所に勤めていました。日本は大好きでアメリカと何度も往復しています。日本に留学しておりましたし、テレビ出演などもしたんですよ。

――日本にも事務所があるのですか。

ダンジガー　残念ながらありません。しかし、ディールによってはすぐアメリカから飛んでこられますし、ネットの発達もあって、情報は逐一交換できます。

――聞くところによると、アメリカの事務所は、お堅いイメージとは随分違うそうですが。

ダンジガー　日本の六法全書のイメージの、お堅い法律事務所とは違います。お客さんが入ってホッとできる空間をつくりたかったのです。ニューヨーク近代美術館の顧問弁護士を務めていることもあって、文化芸術には大きな関心があります。ですから、事務所にはたくさんの絵や近代彫刻を置いて美術館のようにしたのです。それに私は漫画を描くのが趣味ですから。

――事務所の売りは？

ダンジガー　ホッとした空間の中で問題解決に迫ります。既に「弁護士」という人たちはどこにでもたくさんいますよ（笑）。顧客のカルティエやダンヒルなど世界的に有名な企業も、長いお付き合いです。アート関係の仕事が長かったので、顧客はファッション、美術関係の企業が多いですね。日本企業ではユニクロさんや、イッセイミヤケさんなどのお手伝いをしています。

それと私の最大の売りは日本語はもちろん、日本の文化、慣習などを実際に体験し、素晴らしいわが社の顧客から学ばせていただいた日本企業がアメリカ進出をする場合に、しっかりと生かせることができるということです。その逆も然りです。

――バイオリニストの五嶋龍さんがインターンとしてお手伝いしていらっしゃるとか。

ダンジガー　そうです。彼はハーバードの学生として、音楽はもちろん社会を幅広く知るために1月末までインターンをしています。そんな縁もありまして、彼のお姉さん・五嶋みどりさんの財団の理事もやっているんですよ。

――金融危機が全世界に広がっています。

ダンジガー　世界的に景気減速の影響もあるでしょうが、日本から見れば円高になっていますし、逆にアメリカに進出するチャンスではないかと。ですから、その日米の懸け橋になる仕事を任せていただきたいと思っております。

【会社データ】
創業／1989年
従業員／8人
所在地／米・ニューヨーク市

● 今月のインタビュー ●

弁護士&アニメーター Charles Danzigerさん

チャールス・ダンジガーさんは、マンハッタンにDanziger, Danziger & Muro, LLPという弁護士事務所をお兄さんと一緒に構え、日米の企業や個人をクライアントとして、会社法、リアルエステート、知的財産などに関する業務を国際的に展開していますが、中でもコレクターやアーティストに関わる法的事項を扱うアート法を専門とした弁護士さんです。

また、マンガのエクスパート（マンガ家／アニメーター）でもあり、日本人のマンガ家さかもと未明さんとの共同執筆でマンガを使って日本をアメリカ人に紹介するManga Guide to Japanを発行したり、医者や歯医者がどんなことをするのかを子どもたちにマンガで教えるシリーズの製作なども手がけています。

さらに母国語の英語以外に、フランス語、ドイツ語、日本語を流暢に操り、他にも様々に活躍しているダンジガーさんにお話を伺いました。

とにかくいろいろなことに関与されているので、どこから始めたらいいか迷ってしまいます。ドイツ語、フランス語、日本語は流暢に、韓国語も会話には不自由しないんですよね。英語を加えると5ヶ国語ですが、どうやると5ヶ国語も話せるようになるのでしょうか？

日本語は1984年にエール大学を卒業以来勉強しています。まずは名古屋の南山大学で、以降はここニューヨークで西田眞由美さんの主催する"LANGUAGE HOUSE"でずっと勉強し続けています。現在は水曜夜に上級コースのジャパニーズビジネスクラスで日本の新聞を教材として読んだり討論したりしています。クライアントの多くは日本人ですから、実践で話す機会も多いですね。

両親がドイツ系で、ドイツ語とフランス語を話す環境で育ってきたし、子どもの頃にフランスとスイス（フランス語圏）のサマースクールで夏を過した経験もあります。

この2年間は、韓国語の集中レッスンを毎日受けています。韓国語の先生は英語は話せませんが日本語を流暢に話すので、日本語を使って韓国語を教えてくれます。韓国語と日本語は言語学的には非常に似かよっているのでとても役に立ちます。

どんなことから日本語に興味を持ったのですか？

漢字というのはとても美しいものだと思ったんですね。それで、自分でも漢字を書けるようになりたいと考えたのです。

お好きな漢字を一つ挙げてください。

箱の中に木が入っている「困る」という字ですけど、囲まれているのでこれ以上大きくなることも出来ず、木がとても困っているようにみえませんか？

いや、それはおもしろい(笑)。ヨーロッパ系の言語ですが、英語との共通項が割と多いので、アメリカ人にとっては学びやすいんでしょうね。

それもあるでしょうが、ドイツ語やフランス語については小さな頃から習ったので、同じように外国語に触れた経験を持つ多くの子どもたちと同様、とりわけて難しいということはなかったですね。

ドイツ語やフランス語を話す機会はよくあるのですか？

ドイツ人やフランス人のクライアントも幾人かいますけど、日本人のクライアントの方がずっと多いので、日本語に比べると少々さびが出ているかもしれませんね。

ドイツ、フランス、日本などその言葉を話す国に住まれたことはあるのですか？

ヨーロッパや日本へはよく出かけます。日本へは年間6、7回出張することもあります。東京にある日本でも最大手の長島・大野法律事務所（現在は長島・大野・常松法律事務所）で働いたこともあるんですよ。

スカースデールで生まれ育って、大学はエールへ行かれたのですね。専攻は何でしたか？

History of Artsを専攻しました。

やはりアートに関心があったのですね。それで、法律への興味の方は？

人々の抱える問題を解決しお手伝いをする手段として法律は素晴らしいものです。クライアントは何かあると法的な問題と考えてやってきますが、実際には普通の問題でしかないことがよくあります。クライアントは私たちが彼らにとって有益な判断を下してくれることを期待しているのです。

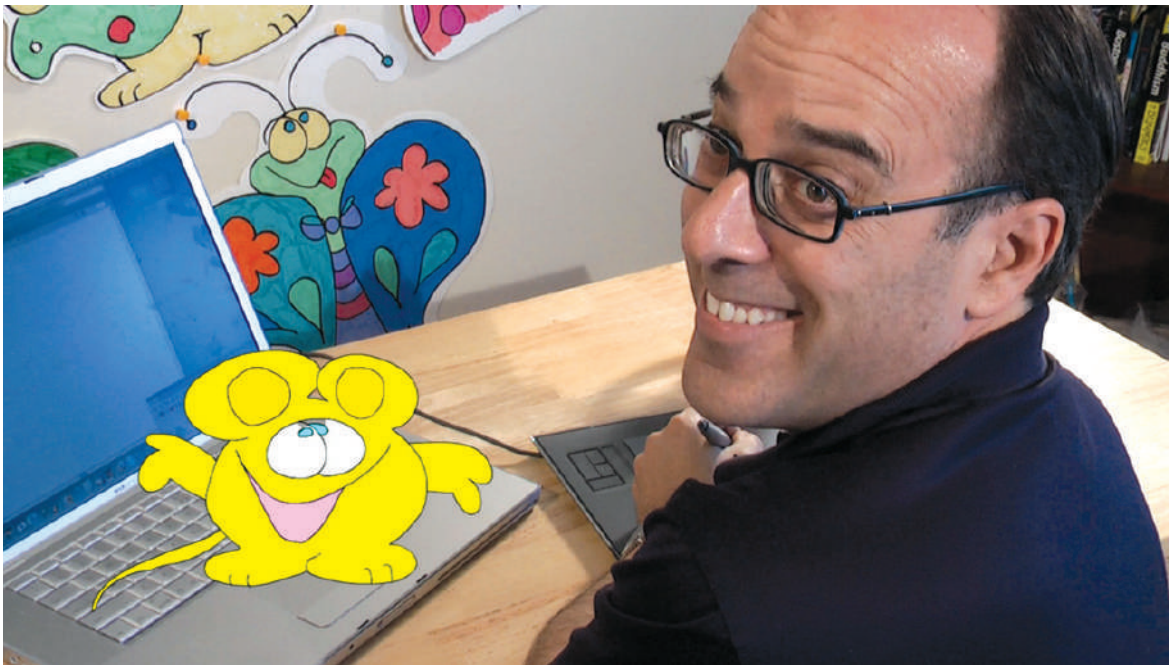

チャールスさんとハーヴィー

ニューヨーク大学で1987年にロー・ディグリーを取得後、名古屋の南山大学でしばらく研究員として過されていますが、研究課題はどんなことでしたか？

ロースクール在籍中から楽しみとして時間があれば日本語を勉強していました。南山大学はエール大学の教授が推薦してくれたのです。南山では集中的に日本語を勉強しましたし、学内の放送クラブにも在籍していたので日本語の発音の練習に大いに役立ちました。寄宿舎に日本人学生と一緒に住んでいたのですが、私の日本語が上達したのは、彼等の辛抱強くまた親切な手助けに負うところが大きいですね。

長島・大野法律事務所は南山との関わりから出てきたものですか？

いいえ、南山は関係ないです。ロースクール卒業後、ウォールストリートの大きな法律事務所（Milbank, Tweed）に職を得て、その中の日本グループで働いていたのですが、その事務所が長島・大野法律事務所と関係があったのです。

Danziger, Danziger & Muro法律事務所は、兄弟で運営しているわけですね。

ええ、兄と一緒にやっており、私達以外に8人の弁護士がいますが、家庭的でクライアントがホッとできる居心地のよい法律事務所をめざしており、仕事を進める上では非常にいいことだと思っています。

顧客リストには、特にファインアート、ミュージック、ファッション、オークション、高級レストランなど、人々の関心を呼ぶような名前が並んでいますね。

おかげさまで、カルティエ、ダンヒル、ユニクロ、イッセイ・ミヤケ、伊藤園など名の売れているクライアントと一緒に仕事をさせてもらっています。ウェブサイトをみていただければどんな方々がいるかおわかりになるでしょう。

デザイナー、ミュージシャン、アーティストなどの代理人として、贋作、盗難、知的財産や物質財産の不法な使用、盗用などで、ニュース報道されるような件に関わったりしたことはありますか？

ありますね。時折ニュースに登場することがあります。例を挙げれば、昨年、世界で最も高価な絵画の一つの売買を私たちがどのように処理したかについてNYタイムスが記事にしています。

お兄さんもやはりアート関係に興味をもたれているのでしょうか？

私は3才上の兄Thomasを尊敬しており、記事を書いたり、BBCラジオなどの放送番組を一緒にやって、楽しくやっています。

兄の妻はクリスティーズオークショ

ンハウスで働いていたことがあるくらいで、兄もアートにはとても興味を持っています。

“Fine Art and High Finance”という本にお兄さんと一緒に、個々のアートの歴史や盗難などについての記事を書かれていますね。

コレクターが芸術作品を購入する場合に、自分の権利を守るためにどんなことを心がけるべきかということを論じているのですが、これも楽しいです。どんな表現をするかとか文法的な問題で兄と私との意見が合わない場合には、母親に決めてもらっています。母は元英語学教授で、私たち兄弟にとっては一番の編集者でもあるわけです。

お二人はアートとオークションのマガジンにも毎号書かれていますが、トピックスはどんなことですか?

二人で過去10年間にわたって、アートの世界のたくさんのコレクターやディーラーたちが読んでいる“Art & Auction Magazine”という雑誌に“BROTHERS-IN-LAW”というコラムをもって、盗難アート、贋作、アートの売買、著作権などについて書いてきていますが、このコラムはとても人気があります。これまでに50くらいの記事を書いており、もうすぐ本になる予定です。興味のある方はウェブサイトwww.danziger.comで“ARTICLES”の項をのぞいてください。これまでの記事が載っています。

ところで、法律業務とは別に、テレビ、ビデオ、印刷媒体など多様なメディアで、非常にクリエイティブな活動を活発になされていますが、こうした領域への興味はどこから出ているのですか?

他の国の言葉を話したり絵を描くことが好きで楽しいんですね。ですから、聴衆とその国の言葉で話すことが出来、自分の描いたアートやアニメーションをみせることでコミュニケートできるので、テレビはとても楽しめるのです。

絵、アニメーション、台本書き、その他これまでに作られてきたいろいろなメディアについては 特にトレーニングを受けているのですか?

アートはエールで学びましたが、あとはほとんど独学です。

独学であれだけのことをされているのですか。さて、1993年に、週一回TBSの“New York–Japan”というラジオのライブショーを、1998年から1999年までは週一回NHKで“Danziger's Corner”という番組のホストを務めていますね。どんなことを話題にとりあげたのですか?

ラジオショーはニューヨークの私と日本の主婦たちとの日本語による生の会話を放送したものです。アメリカと日本での日々の生活や人生に関するいろいろな話題を扱ったものです。

“Danziger's Corner”はニューヨークライフに関する私の見解を述べたもので、ビジネス、経済、法律、アートの世界、ニューヨークではなんでも速いペースで事が進むのでそこにどう自分のリズムを作り上げるかなどについて話しました。その日に取り上げた話題を示すアニメーションを私が作成し、NHKがそれを放映したのです。

なるほど、おもしろそうな話題ですね。

こうしたショーを行なったことで、私が日本語で間違っても聴いている方は気にしないし、逆に間違いをすることで人間らしいと思ってくれるものだということがわかったのは収穫でしたね。

マンガを含めて本や、子ども向けや大人向けの教育/娯楽用ビデオ(日米のメジャーなテレビで放映)も出されていますね。ウェブサイトcrunchyworld.comは興味深いことが満載です(日本語のアニメもあります)。質といい量といい、メディアでの仕事は驚異的なものです。一番好きなメディアは何ですか?どんなプロジェクトが最も楽しいですか?

お褒めいただいてありがとうございます。ペンとインクが好きなんですね。コンピューターを使って描くのも好きですが、こちらはアニメーションを作る時に便利です。全米放映のNICKELODEONチャンネル用に作った“Going to Bed”など子ども向けのものを作るのが楽しいですね。これは“Six Snails Snoring”というタイトルでしたが、crunchyworld.comでご覧いただけます。

最後に、日本/日本人との交流での楽しみといったら?

日本の文化や、人をひきつけて好きにならずにはいられない人々についてさらに知っていくことですね。

どうもありがとうございました。いろんな分野での興味あるお話を伺い楽しかったです。これからも益々ご活躍ください。

とにかく活動範囲が広く、さらに個々の分野でも様々にたくさんのことをなされている方なので、お話できたのはそのほんの一部という感じです。ダンジガーさんについてもっと知りたい方、その活動に興味をお持ちの方は、ぜひウェブサイトをご覧になってください。

Charles Danziger
Danziger, Danziger & Muro, LLP
405 Park Avenue
New York, NY 10022
www.danziger.com
E-mail: charles@danziger.com(日本語でもどうぞ)
Tel: 212-754-7000　内線 230
www.crunchyworld.com